

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 指定猟法禁止区域を指定する件二件 五二〇
- 鳥獣保護区の存続期間を更新する件二件 五二〇
- 特別保護地区を指定する件二件 五二二
- 特定猟具使用禁止区域を指定する件二件 五二三
- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 五四
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 五五
- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 五五
- 保安林の指定をする予定である件二件 五五
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件二件 五五
- 道路の区域を変更する件二件 五九

公 告

- 肥料を登録した件 五九

福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会

- 個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨報告があった件 五三〇
- 個人演説会等を開催することができない施設の指定を取り消した旨報告があった件 五三〇

告 示

福島県告示第六百五十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり指定猟法禁止区域を指定する。

令和五年十月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 指定猟法の種類
鉛製散弾を使用する猟法
名称及び区域

名 称	区 域
牡丹池・松房池指定猟法禁止区域	別紙区域図のとおり（西白河郡矢吹町）

三 存続期間

令和五年十一月一日から令和十年十月三十一日まで

（「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局）に備えては、県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては、県民部県民生活課）に備えて縦覧に供する。）

（自然保護課）

福島県告示第六百五十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり指定猟法禁止区域を指定する。

令和五年十月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 指定猟法の種類
鉛製散弾を使用する猟法
名称及び区域

名 称	区 域
阿賀川指定猟法禁止区域	別紙区域図のとおり（会津若松市、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村）
埴木崎指定猟法禁止区域	別紙区域図のとおり（相馬郡新地町）

三 存続期間

令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで

（「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局）に備えては、県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては、県民部県民生活課）に備えて縦覧に供す

る。

(自然保護課)

福島県告示第六百六十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定め、令和五年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十月三十一日
福島県知事 内堀雅雄

一 名称及び区域

名 称	区 域
福良鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（郡山市）

二 存続期間

令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで

三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

1 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

2 鳥獣保護区の指定目的

鳥獣の繁殖及び生息環境の維持・増進を図るため。

3 管理方針

鳥獣の繁殖及び生息環境の維持・増進を図るため、狩猟及び森林の伐採を制限し、環境の維持に努める。

（「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあつては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。）

(自然保護課)

福島県告示第六百六十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定め、令和五年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 名称及び区域

名 称	区 域
西郷鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（西白河郡西郷村）
矢吹鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（西白河郡矢吹町）
棚倉鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（東白川郡棚倉町）

二 存続期間

令和五年十一月一日から令和二十五年十月三十一日まで

三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

1 西郷鳥獣保護区

森林鳥獣生息地の保護区

鳥獣保護区の指定目的

森林環境に富み、かつ草地環境も広く存在し、環境の多様性に富んでいる。また、そこに生息する鳥獣も多様度高い。よってこうした環境を保護するために、鳥獣保護区に指定するものである。

管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

2 矢吹鳥獣保護区

鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

鳥獣保護区の指定目的

当該区域はアカマツ二次林が拡がり、フクロウ、ヤマドリ、ノウサギ等森林性鳥獣の生息が確認されており、かつ荒地等灌漑ため池が点在しており、カイツブリ、ヨシゴイ、ヒクイナ等多くの水鳥の生息地ともなっていることから、鳥獣の保護を図るものとする。

管理方針

鳥獣の保護管理と狩猟の適正化を図るため、鳥獣保護管理員による狩猟取締りを行うとともに、狩猟者に対し、捕獲物の残滓放置の禁止など法令の遵守について指導を行うとともに、警察、関係行政機関、関係団体等と連携したパトロール等を実施する。

3 棚倉鳥獣保護区

鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的
当該区域はアカマツを主とした森林が拡がり、森林環境の豊富な地域である。また、ため池等も存在し、こうした環境に多くの鳥獣が生息しているため、鳥獣の保護を図るものとする。

(三) 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用する。

(「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局)にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局)にあつては県民部県民生活課)に備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

福島県告示第六百六十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、令和五年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。
令和五年十月三十一日

一 名称及び区域

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	区 域
蓬田山鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(須賀川市、石川郡玉川村、石川郡平田村)
水石山鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(いわき市)

二 存続期間

令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで

三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

1 蓬田山鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、落葉広葉樹林、針葉樹林など林相の変化に富む地域であり、キジ、

キツネなどをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保育を図る。

(三) 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育学習の場として活用を図る。

2 水石山鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は水石山及び赤井岳を含む山林地域であり、スギの造林地・アカマツ・落葉広葉樹林の混交林が存在する。また、当該区域の北側に位置する小玉川の付近には溪畔林も存在し、林相に富む地域である。当該区域には、ヤマドリ、オオアカゲラ、フクロウ、ニホンリス等の森林性鳥獣に加え、ヤマシギ、ヤマセミ、ミソサザイ、サンコウチョウ等の溪畔林に生息する鳥獣も見られ、多様な鳥獣が生息している。

このため、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(三) 管理方針

スギの造林地・アカマツ・落葉広葉樹林の混交林及び小玉川付近の溪畔林等の野生鳥獣の生息環境を適切に保持し、著しい影響を及ぼさないよう留意する。

(「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局)にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局)にあつては県民部県民生活課)に備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

福島県告示第六百六十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。
令和五年十月三十一日

一 名称及び区域

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	区 域
福良鳥獣保護区特別保護地区	別紙区域図のとおり(郡山市)

- 二 存続期間
令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで
- 三 当該特別保護地区の保護に関する指針

1 特別保護地区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区

2 特別保護地区の指定目的
当該区域は福良鳥獣保護区内に位置し、区域内には隠津島神社社叢の広葉樹林を中心に天然林が多く、他にもスギなどの大木が植生している。
これらの状況は鳥獣の繁殖及び生息環境の維持・増進を図るため、鳥獣が生息するうえで中核的な位置となつていことから、この地域を特別保護地区として指定することが望ましい。

3 管理方針
鳥獣の繁殖及び生息環境の維持・増進を図るため、狩猟及び森林の伐採を制限し、環境の維持に努める。

（「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあつては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

福島県告示第六百六十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。

令和五年十月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 名称及び区域

名 称	区 域
西郷鳥獣保護区特別保護地区	別紙区域図のとおり（西白河郡西郷村）

二 存続期間

令和五年十一月一日から令和二十五年十月三十一日まで

三 当該特別保護地区の保護に関する指針

1 特別保護地区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区

2 特別保護地区の指定目的
当該地域は、独立行政法人家畜改良センターによる採草地在大半を占め、近年減

少傾向が著しい草地環境が安定的に維持されている。こうした貴重な環境にヒバリやカッコウ及びトラツグミなど森林性鳥類を含む多くの鳥類の生息が確認されており、当該地域における草地環境及び鳥類の保全のために、森林鳥獣生息地として特別保護地区に指定するものである。

3 管理方針

当該地域が国立公園内にあることや独立行政法人家畜改良センターによって管理されていることから、関係機関と連携を図り、生息地を適切に管理する。

（「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあつては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

福島県告示第六百六十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和五年十月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

二 名称及び区域

名 称	区 域	域
半田沼特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（伊達郡桑折町）	
桑折町上郡特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（伊達郡桑折町）	
伊達特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（福島市、伊達市）	
川俣特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（伊達郡川俣町）	
鬼生田特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（郡山市）	

根木屋特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（郡山市）
古殿特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（石川郡古殿町）
古道特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（田村市）
一の又芝原特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（西白河郡西郷村）
大洲特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（相馬市）
西の沢特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡広野町）
北田特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡檜葉町）
矢田川特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（いわき市）

三 存続期間

令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで

（「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局）にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局）にあつては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。（自然保護課）

福島県告示第六百六十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和五年十月三十一日

一 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

福島県知事 内堀雅雄

二 名称及び区域

名 称	区 域
夫沢細谷特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡大熊町、双葉郡双葉町）
越田特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡双葉町）
深谷特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡双葉町）
下条細谷特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡双葉町）
清戸迫特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡双葉町）

三 存続期間

令和五年十一月一日から令和十年十月三十一日まで

（「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局）にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局）にあつては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。（自然保護課）

福島県告示第六百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年十月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	指定年月日
白河那須総合クリニック	白河市高山一―三	令和五年一〇

なみえ調剤薬局	双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 七一六	同日	月一日
---------	------------------------	----	-----

(社会福祉課)

福島県告示第六百六十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和五年十月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
フジ薬局矢吹店	西白河郡矢吹町八幡町二七二	令和五年九月 三〇日

(社会福祉課)

福島県告示第六百六十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を令和五年十月二十一日救急病院として認定した。

令和五年十月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

名称 所在地
 福島県厚生農業協同組合連合 東白川郡塙町大字塙字大町一
 会塙厚生病院 丁目五番地

(地域医療課)

福島県告示第六百七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和五年十月三十一日

一 保安林予定森林の所在場所

福島県知事 内堀 雅雄

南相馬市小高区村上字前谷地五二の三、五三の二、五三の三、五四の三、五六、五七、五八の一、五九の一、六〇の一、六一の一、六三の一、六五、六六の一、六七の一、七五の一、七七、七七の二、七八の一から七八の三まで、七九の一から七九の三まで、八〇の一、八〇の二、八五の一、九六、九七の一、九七の三から九七の五まで、九八の二、一〇一の二、一一八の二、一三〇の二、一三一、一三八から一四〇まで、一四一の一から一四一の三まで、一四二、一四三、一四四の一、一四四の二、一四五の一、一四五の二、一四六、一四八の一から一四八の四まで、一四九の一から一四九の四まで、一五二の一、一五二の二、一五四の一、一五四の二、一五五から一五八まで、一六〇の一、一六〇の二、一六一、一六二、一七三の三、一七四、一七七の一、一八〇、一八一、一八四の二、一八九の二、一九四の二、一九五の一から一九五の三まで、一九六から一九八まで、二〇〇から二〇四まで、二〇七、二〇八の一、二一〇の一、二二三、二二四、二二〇、二二四、二二六の一、二二六の二、二二六の四、二二六の五、二二八の一、二二九、二四二、二四四、二四五、二四五の二、二四七、二四九の一、二四九の三、二五二の一、二五二の二、二六一から二六三まで、二七一、二七五、二八〇の一、二八三の一、三五六の一、三五七の一、三六〇の一、四五六の三、四五八の一、四五九の一、四五九の四、四六〇の四、四六〇の五、四六六の一、二、四七二の一、四八八、四九六から五〇二まで

二 指定の目的

三 指定の防備

三 指定の防備

三 指定の防備

- 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができるとする立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百七十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和五年十月三十一日

一 保安林予定森林の所在場所

福島県知事 内堀 雅雄

- 南相馬市小高区角部内字反田八の一、九の一、一〇の一、二〇の一、二一の一、二二の一、二三、二四の一、二五から二八まで、三七から四二まで、四三の一、四四の二

- 一、四五の一、四五の三、四六の一、四七の一、四八の一、四九の一、五〇、五一の一、五二の一、五二の三、五三の一、五三の三、五四の一、五五から五八まで、七〇から七四まで、七五の一、七六の一、七七の一、七八の一、七九の一、八〇から八二まで、八三の一、八四の一、八五の一、八六の一、八七から九二まで、九三の一、九四の一、九五の一、九六、一〇〇の一、一〇一の一、一〇二から一〇五まで、一〇六の一、一〇七の一、一〇八の一、一〇九の一、一一〇の一、一一一から一一五まで、一三六の一、一三七の一、一三八の一、一三九の一、一四〇の一、一四二の一、一四三

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和五年十月三十一日

令和五年十月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町長野字中大沢三二一三の一、二、三二一三の一三、三二一三の一五から三二一三の一七まで、三二一九の三、三六八九の一から三六八九の三まで、字立ヶ沢山三三三五の一三から三三三五の一六まで、字入大沢三二四一の八から三二四一の一八まで、三二四一の二〇

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中大沢三二一三の一六・字立ヶ沢山三三三五の一五(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字入大沢三二四一の一

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

二 指定の目的

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町静川字小松山乙二三三一の二(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町田部字軽井沢七五六の五から七五六の八まで、七五六の一から七五六の二三まで、七五六の二五から七五六の三六まで、字狐穴一、二

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町水無字大渡実六四六の一、六四六の三(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

五1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 南会津郡南会津町静川字根岸山乙一三六四の一、乙一三六五の一、乙一三六六の一、乙一三六七の一、乙一三六八の一、乙一三六九の一、乙一三七〇から乙一三七二まで、乙一三七三の一、乙一三七四の一、乙一三七五の一、乙一三七五の二、乙一三七六、乙一三七七の一から乙一三七七の五まで、乙一三七八、乙一三八〇、乙一三八一、乙一三八三、乙一三八五、乙一三八七、乙一三八九の二、字前ノ沢山乙一三九二から乙一四〇九まで

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第六百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和五年十月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡塙町大字植田字松林七一の一
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、塙町森林整備計画で定める標準

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 東白川郡塙町大字植田字松林九四、九五、九七、九九、一〇一の二

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、塙町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

- (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、塙町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

四1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 東白川郡塙町大字真名畑字菖蒲三四の一、三四の二、三五から三九まで

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、塙町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

五1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東白川郡塙町大字真名畑字宮田九五の二、九六、九七

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、塙町森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

六1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東白川郡塙町大字真名畑字鎌田五四、五五、五六の一、五六の二、五七の二、五

七の三、五七の六、五八、五九の二、六一、六二、六九の一、六九の二、一〇六

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、塙町森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

七1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東白川郡塙町大字真名畑字松野口三五から三七まで、七八、七九、八〇の二、八

一の二

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、塙町森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

八1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東白川郡塙町大字真名畑字下直平四二、四四

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、塙町森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

九1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東白川郡塙町大字真名畑字粟刈三九の二

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、塙町森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

十1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東白川郡塙町大字真名畑字中山四五、四六の二

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中山四五(次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、塙町森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林

林業総室森林保全課及び埴町役場に備え置いて縦覧に供する。()

(森林保全課)

福島県告示第六百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和五年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。令和五年十月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道高橋田島線	南会津郡南会津町田島 字東荒井甲二五二番 一地从先から 同 郡同 町田島 字東荒井甲二五〇七番 一地从先まで	変更前	一三・五〇 三〇・〇	一〇七・五
	南会津郡南会津町田島 字東荒井甲二五二番 一地从先から 同 郡同 町田島 字西町甲四三八〇番地 先まで	変更後	一一・三〇 三五・〇	一、七〇二・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和五年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年十月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

変更前	敷地の幅員	延	長
-----	-------	---	---

路線名

の変更
別

(メートル)

路線名	区 間	変更前 の変更 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 一一二号	南会津郡南会津町田島 字東荒井二五番一地从先 から 同 郡同 町田島 字西町甲四三八〇番地 先まで	変更前	一〇・六〇 二二・六	二、〇〇三・三
	南会津郡南会津町田島 字東荒井二五番一地从先 から 同 郡同 町丹藤 字松下四番四地先まで	変更後	一〇・六〇 六五・四	一、八九七・四

(道路計画課)

公 告

公告第二百十六号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定により、肥料を次のとおり登録した。

令和五年十月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量(%)		その他 の規格	氏名又は 名称	住所	登録 の有 効期 限
			窒素全量	りん酸全 量				
866	混合有機質肥料	混合有機質肥料6-2	6.0	2.2	含有を許される有害成分の最大量及びその他の	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8	令和8年10月18日

